

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成 15 年 4 月 1 日に施行され、20 年余が経過。この間、「一般信書便事業※¹」への参入はないものの、「特定信書便事業※²」への参入は着実に増加しており、令和 7 年度末時点で、特定信書便事業者数及び引受通数が過去最高となった。

※1 提供するサービスのうちに、小型・軽量の信書便物（長さ 40 cm、幅 30 cm、厚さ 3 cm 以下で、重量 250 g 以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則 4 日以内に送達するサービスを含む事業。

※2 以下のサービスのみを提供する事業。

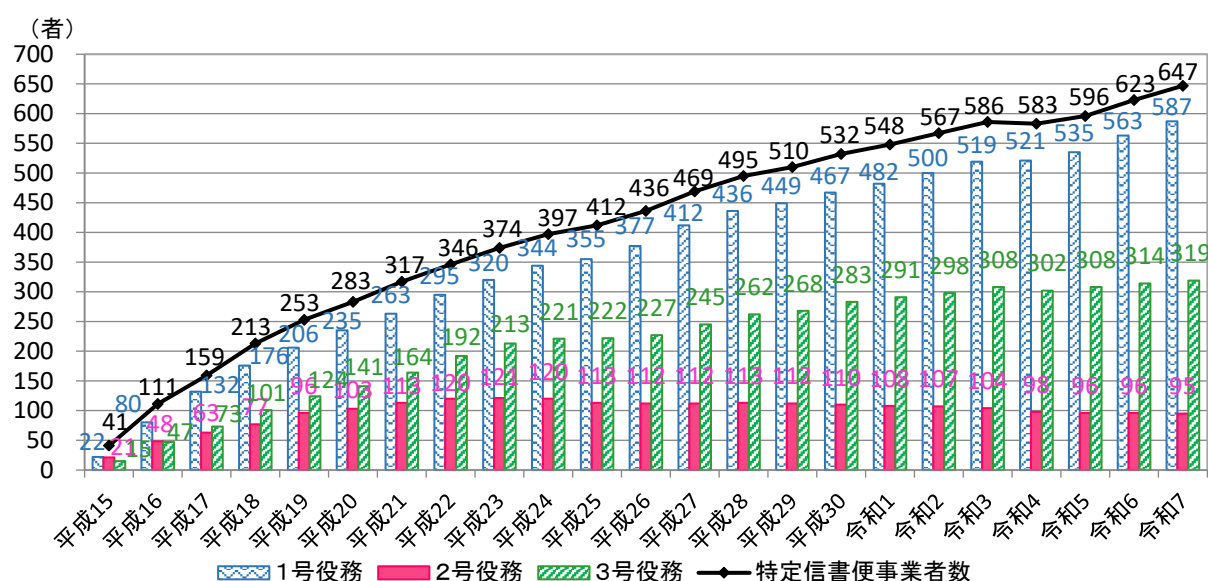
- ① 1 号役務：長さ・幅・厚さの合計が 73 cm を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達するサービス
- ② 2 号役務：差し出された時から 3 時間以内に信書便物を送達するサービス
- ③ 3 号役務：料金の額が 800 円を超える信書便物を送達するサービス

1 特定信書便事業者数の推移

○ 令和 7 年度末の特定信書便事業者数は 647 者（前年度末から 24 者増）

- ・ 1 号役務：587 者（24 者増）
- ・ 2 号役務：95 者（1 者減）
- ・ 3 号役務：319 者（5 者増）

図表 1 特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数※の推移（年度末）



※ 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

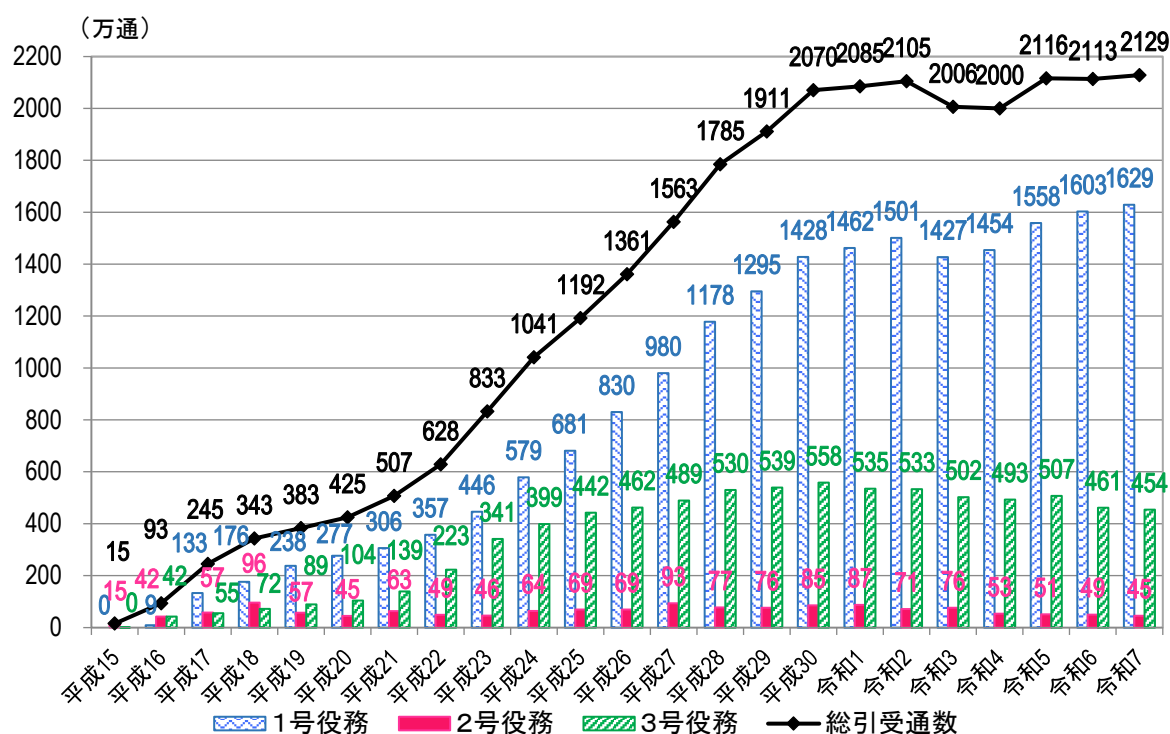
2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 引受通数

○ 令和7年度の総引受通数は約2,129万通（前年度から約15万通増（0.7%増））

- ・ 1号役務：約1,629万通（約26万通増（1.6%増））
- ・ 2号役務：約45万通（約4.0万通減（8.0%減））
- ・ 3号役務：約454万通（約7.3万通減（1.6%減））

図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移（年度別）



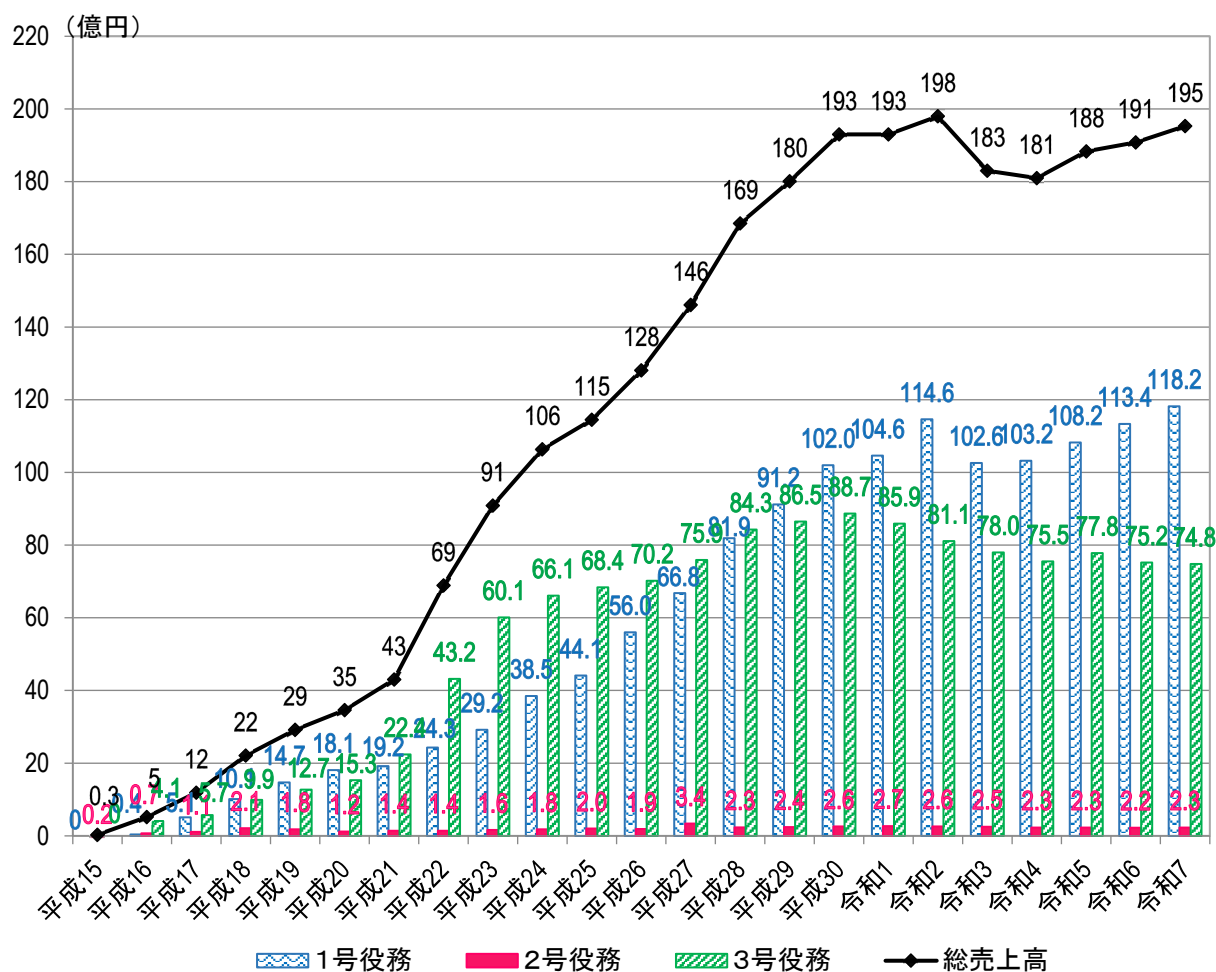
注：事業者報告の修正により、令和6年度の引受通数について修正を行っている。

(2) 売上高

○ 令和7年度の売上高総額は約195億円（前年度から約4億円増（2.4%増））

- ・ 1号役務：約118.2億円（約4.9億円増（4.3%増））
- ・ 2号役務：約2.3億円（約0.03億円増（1.5%増））
- ・ 3号役務：約74.8億円（約0.4億円減（0.5%減））

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移（年度別）



注：事業者報告の修正により、令和6年度の売上高について修正を行っている。

3 特定信書便事業者の事業概況

(1) 特定信書便事業者が他に行う主たる事業

- 特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が 488 者と大多数を占め、次いで警備業 38 者、建物等維持管理業 18 者の順となっている。

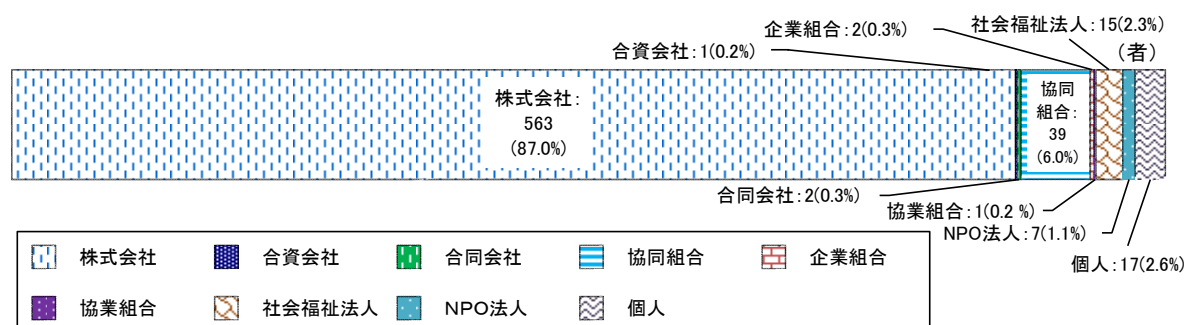
図表 3-1 主要業種別の特定信書便事業者数（令和 7 年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	488	不動産業	5
警備業	38	建設業	5
建物等維持管理業	18	専門・技術サービス業	4
障害者福祉事業	17	倉庫業	3
卸売業、小売業	9	自動車整備業	3
運輸に附帯するサービス業	8	労働者派遣業	2
情報通信業	7	生活関連サービス業	2
製造業	7	飲食サービス業	1
旅客運送業	6	その他サービス業	18
廃棄物処理業	5	計	647

(2) 特定信書便事業者の経営形態

- 特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態（株式会社、合資会社及び合同会社）が 566 者で、全体の 87.5% を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が 39 者（6.0%）、社会福祉法人が 15 者（2.3%）、NPO 法人が 7 者（1.1%）等となっている。また、個人でも 17 者（2.6%）が参入している。

図表 3-2-1 経営形態別の特定信書便事業者数及び割合（令和 7 年度末）



- 会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、86.4%（489 者）が 1 億円未満であり、中でも 1 千万円以上 1 億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の 68.9%（390 者）を占めている。

図表 3-2-2 資本規模別の特定信書便事業者数及び割合（令和 7 年度末）

（者）

資本金	～1 千万円 未満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	10 億円 以上	合計
会社数 （割合）	99 (17.5%)	390 (68.9%)	59 (10.4%)	18 (3.2%)	566

（3）地域別参入状況

- 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われている。

図表 3-3 本社所在地別の特定信書便事業者数（令和 7 年度末）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	21	長野	11	岡山	12
青森	3	富山	8	広島	13
岩手	3	石川	5	山口	3
宮城	12	福井	4	徳島	2
秋田	3	岐阜	12	香川	4
山形	2	静岡	18	愛媛	8
福島	4	愛知	39	高知	0
茨城	10	三重	11	福岡	31
栃木	3	滋賀	5	佐賀	13
群馬	10	京都	11	長崎	11
埼玉	18	大阪	66	熊本	12
千葉	7	兵庫	20	大分	3
東京	151	奈良	2	宮崎	3
神奈川	37	和歌山	2	鹿児島	6
山梨	2	鳥取	2	沖縄	11
新潟	6	島根	7	全国	647